健発 0 7 1 6 第 2 4 号 平成 2 6 年 7 月 1 6 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長 (公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第247号)が今月2日に、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第80号)が本日、それぞれ別紙のとおり公布され、本年10月1日から施行することとしている。これらの改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知においては、平成26年10月1日以後の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)及び予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)をそれぞれ「令」、「施行規則」及び「実施規則」と、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令をそれぞれ「改正政令」及び「改正省令」と、それぞれ略称する。

記

第一 概要

1 対象疾病の追加

定期の予防接種の対象疾病について、水痘をA類疾病に、高齢者の肺炎球菌感染症をB類疾病に、それぞれ追加すること。(令第1条及び第1条の2関係)

- 2 定期の予防接種の対象者
- (1) 水痘

対象者は生後12月から生後36月に至るまでの間にある者とする

こと。(令第1条の3関係)

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症

対象者は次のとおりとすること。(令第1条の3関係)

ア 65歳の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(施行規則第2条の3関係)

3 予防接種の対象者から除かれる者

高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種については、法第 5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者を定期 の予防接種の対象者から除くこと。(施行規則第2条関係)

4 高齢者の肺炎球菌感染症の長期療養特例

高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種の対象者であった者であって、当該対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことその他の特別の事情があることにより当該定期の予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、当該定期の予防接種の対象者とすること。(令第1条の3第2項関係)

5 接種方法

(1) 水痘の予防接種

水痘の定期の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを3月以上の間隔をおいて2回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。(実施規則第20条関係)

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種は、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとすること。(実施規則第22条関係)

6 水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の副反応報告基準 水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことによる ものと疑われる症状として医療機関等が厚生労働大臣に報告すべき症状は、対象疾病の区分ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の右欄に掲げる期間内に確認されたものとすること。(施行規則第5条関係)

対象	症状	期間
疾病		
水痘	アナフィラキシー	4 時間
	血小板減少性紫斑病	28日
	その他医師が予防接種との関連性	予防接種との関連性が
	が高いと認める症状であって、入	高いと医師が認める期
	院治療を必要とするもの、死亡、	間
	身体の機能の障害に至るもの又は	
	死亡若しくは身体の機能の障害に	
	至るおそれのあるもの	
高 齢	アナフィラキシー	4 時間
者の	ギラン・バレ症候群	28日
肺炎	血小板減少性紫斑病	28日
球 菌	蜂巣炎(これに類する症状であっ	7 日
感 染	て、上腕から前腕に及ぶものを含	
症	す。)	
	その他医師が予防接種との関連性	予防接種との関連性が
	が高いと認める症状であって、入	高いと医師が認める期
	院治療を必要とするもの、死亡、	間
	身体の機能の障害に至るもの又は	
	死亡若しくは身体の機能の障害に	
	至るおそれのあるもの	

7 経過措置

(1) 水痘

ア 平成26年10月1日より前の接種の取扱い

改正省令の施行前の注射であって、定期の予防接種の水痘の注射 に相当するものについては、当該注射を定期の予防接種の水痘の注射 と、当該注射を受けた者については、定期の予防接種の水痘の注射を 受けた者とみなすこと。(改正省令附則第3項関係)

イ 対象者及び接種方法

平成26年度に限り、生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者について対象者とすること。(改正政令附則第2項関係)

当該対象者については、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。(改正省令附則第2項関係)

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症

ア 改正政令の施行の日から平成27年3月31日までの間

平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者を対象者とすること。(改正政令附則第2項関係)

イ 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳とな る日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 を対象者とすること。(改正政令附則第3項関係)

第二 施行期日

これらの改正は、平成26年10月1日から施行すること。